さいたま市内の保育所等へ就職・復職する保育士さんを応援します！

未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業

さいたま市内の保育所等に新たに勤務する未就学児を持つ保育士さんや、産後休暇、育児休暇から復職する保育士さんを対象に、保育料の一部を無利子でお貸しします！（返還免除有り）

【対象者】
以下のいずれかの要件を満たし、保育士として週２０時間以上勤務する方であって、公立保育所の正規職員でない方
① 未就学児を持つ保育士で、市内の保育所等※に新たに勤務する方
② 保育所等※に雇用されている未就学児を持つ保育士で、産後休暇又は育児休業から復帰する方

※「保育所等」は、認定こども園、預かり保育を常時実施している幼稚園、病児保育室等を含む。

【貸付限度額】
利用者負担額(保育料)の半額（１月当たり最大27,000円を上限）

【貸付期間】
保育所等に勤務している期間とし、当該保育所等に勤務を開始（復帰）した日から１年間

【貸付金の返還免除】
市内の保育所等で２年以上勤務したときは、貸付金の返還の債務を免除します！

【貸付申請に必要な書類】
貸付申請書、申請者世帯及び連帯保証人の住民票、保育料が確認できる書類（保育料決定通知書の写し等）、保育士登録証の写し、雇用契約書又は採用証明書の写しなど

【申請期日】
保育所等に勤務を開始した日または復職した日の属する月を含めた６カ月後の末日まで
※各年度の３月末日が最終受付日となりますが、末日が土日の場合は申請期間が変更となる場合があります。申請書類の提出先である社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会（下記「問い合わせ先」参照）にて申請期日のご確認をお願いします。

◆問い合わせ先、申請窓口◆
社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会
〒330-0061　さいたま市浦和区常盤9-30-22　浦和ふれあい館
電話　048-835-5281　Fax　048-835-5282
https://www.saitamashi-shakyo.jp/